

議案第 29 号

一般職職員給与条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月 28 日提出

熊取町長 藤原 敏 司

提案理由

令和3年8月10日付け人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものです。

一般職職員給与条例の一部を改正する条例

一般職職員給与条例（昭和 32 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の一般職職員給与条例第 20 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで若しくは第 25 条（第 4 項及び第 9 項を除く。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 15 年条例第 21 号）第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）再任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5 分の 15

（2）再任用職員 72.5 分の 10

（規則への委任）

3 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一般職職員給与条例（昭和32年条例第4号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(各号略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(各号略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>